

9 学校生活 ～ 充実した学校生活を送るために ～

(1) 校則

安心・安全な学校生活を守り、また、本校が地域に根ざした学校であるために必ず守らなければならないルールが「校則」です。本校の校則は学校生活や社会生活を営む上での最も基本的なルールであり、生徒一人ひとりの自覚と責任が強く問われるものです。何か行動を起こす前に、今の自分が何をすべきで何をすべきでないかをよく考え、良識ある判断を下しましょう。

法令に反しない

暴力を振るう、脅迫をする、金品を盗み取る、器物を破損する、二十歳未満の者が喫煙・飲酒する、無免許で自動車やオートバイを運転するなどの行為は法令で禁止されています。法令に違反しないことは、安全で安心な学校生活を送るために欠くことのできないルールです。

他の人権を傷つけない

意識的にはもちろんのこと、たとえ無意識であったとしても、また無知であったことが原因であっても、他人の人権を侵害する言葉や行為は許されません。特に、いじめやからかいなどは人間として絶対に許されない卑劣な行為です。常に、相手の立場に立って他人に接しましょう。他の人権を傷つけないようお互いに配慮し合うことは、皆が明るく楽しい学校生活を送る上で欠くことのできないルールです。

授業妨害をしない

学校生活の基本は授業です。授業中の私語や立ち歩きはもちろん、他の授業に入り込むなどありません。また、教員の指示に従わなかったり、反論したりして授業を中断させることも、皆が気持ちよく授業に参加する上で大きな妨げになります。時に「授業中にメールを打ったり、化粧したりしても他人の迷惑にはなっていない」と言う生徒がいますが、授業中の勝手な判断による行動自体が他の学ぼうとする人の権利を侵す行為です。毎回授業に遅刻して、その度に授業が中断することも広い意味では授業妨害に当たります。授業妨害をしないことは、充実した学校生活を送るために欠くことのできないルールです。

「校舎使用規定」に違反しない

校舎は公共物であるとともに、Ⅰ部生からⅢ部生まで時間帯を分けて共有しており、皆が大切に使う必要があります。そのために、「校舎使用規定」を定めています。教室やトイレを皆が気持ちよく使用できるよう、落書きをしたり、ゴミを散らかしたりせず、きれいに使いましょう。「校舎使用規定」に違反しないことは、快適で安全な学校生活を送るために欠くことのできないルールです。

地域住民に迷惑をかけない

路上にゴミを捨てたり、道端に座り込み通行の妨げをしたり、大声を出して迷惑をかけたりと、地域社会の一員としてのマナーを守らない行為は、学校全体の信頼を損ないます。地域住民に迷惑をかけないことは、地域から親しまれ信頼される学校であるために欠くことのできないルールです。

(2) SNSの使用について

SNSはソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、利用者がインターネットにアクセスし、登録された利用者同士が交流できる情報手段です。具体的にはWebページ、Instagram、Twitter、LINE、ブログ、Facebook、You Tube、掲示板等です。便利な面がある反面、他人に対する誹謗中傷等、社会的な問題になっています。また、自分の情報が漏れてしまうこともあります。したがって、ルールを守って使用することが大切です。使用する時には次のことに十分注意して下さい。

ア 個人情報に関する書き込みはしない

自分の情報を書き込むことで、犯罪に巻き込まれることもあります。1枚の写真からでも位置情報で住所が知られてしまうこともあります。友達等の情報についても同じことが言えます。

イ 学校の名誉や誰かを誹謗中傷する投稿はしない

誹謗中傷はいじめに発展することもあります。また、一度アップした情報は消すことができません。安易に書いてしまった情報がネット上で広がり、大人になってから責任を負わなければいけなくなることもあります。また、匿名で書き込んでも発信元は必ず特定され、隠し通すことはできません。

ウ 責任は本人と保護者になる

学校は SNS の使い方について (やってよいこと、やってはいけないこと等) の指導はします。しかし、誹謗中傷する書き込みをした場合、学校は誹謗中傷に対する責任は負えません。

《世田谷泉高校 SNS 学校ルール》

- ① スマホやゲームの一日の合計利用時間、使わない時間帯・場所を決めよう。
- ② 必ずフィルタリングを付け、パスワードを設定しよう。
- ③ 送信前には、誰が見るか、見た人がどのような気持ちになるか考えて読み返そう。
- ④ 個人情報を教えたり、知らない人と会ったり、自撮り画像を送ったりしない。
- ⑤ 写真・動画を許可なく撮影・掲載したり、拡散させたりしない。

※本校の SNS ルールは、SNS 東京ルール (平成 30 年 4 月改訂版) と同じです。

(3) 学校生活の心得

ア 登下校

- (ア) 登下校時間については以下を厳守し、許可なく校内に留まることを禁止する。
 - ・登校時間は、授業開始時間に合わせる。登校時間が早すぎないようにすること。
 - ・授業終了後は、速やかに下校すること。他部時間の授業や部活動等がない限り次の最終下校時間を厳守すること。 《 I 部 13時 II 部 17時 III 部 20時55分 》
 - ・部活動においては、許可を得た場合でも 19時00分を最終下校とする。
- (イ) 東京都の条例で、青少年の夜間外出 (午後 11 時以降) は警察の補導対象になっているため、III 部生は下校後すみやかに帰宅すること。
- (ウ) 自動車やオートバイ・原動機付き自転車による通学は禁止とする。保護者による自動車等での送り迎えも原則として禁止とする。
- (エ) 自転車通学をする場合は、必ず自転車登録をする。→「9- (6) 自転車通学」参照。
- (オ) 交通規則を守り、他者に迷惑を掛けたり、不快感を与えるような行動をしたりしない。

イ 学校生活

- (ア) 服装・身だしなみ
 - ・学校生活にふさわしい服装や身だしなみを心がける。
 - ・学校施設の床を著しく傷つける恐れのある靴等は着用しない。
 - ・体育館やグラウンド、実習室等 (機械実習室、調理室、被服室、和室、パソコン設置教室、多目的ホール、その他特に指示のある教室) においては、所定の靴、スリッパ等を着用する。
 - ・服装《身につけるすべてのもの》の指定がある授業 (体育、実習等) では、指定された服装を着用する。
 - ・特に校外学習時においては、T・P・Oに応じた服装をする。
- (イ) 持ち物
 - ・生徒証は常に携帯する。
 - ・高額の商品や学業に必要な物品は持ってこない。
 - ・私物はすべて記名してロッカールームのロッカーに収納し、ロッカーは必ず施錠する。その際、施錠する錠は丈夫なものを使用する。

(ウ) 授業

- ・ 時程表に基づいて行動し、遅刻しない。遅刻した場合は、授業担当者に理由を説明し、許可を得てから着席する。
- ・ 授業中に教室を離れる必要が生じた場合は、授業担当者に理由を説明し、許可を得てから退室する。
- ・ 授業中の携帯電話等の使用は禁止する。但し、学習活動で教科担当の許可を得た場合は除く。
- ・ 無断で充電しない。

(エ) 二十歳以上の生徒であっても、学校管理下（登下校時を含む）においての飲酒、喫煙を禁止する。

(オ) 登校後から下校時までの間は外出を禁止する。（弁当が必要なときは登校時に持参する）

(カ) 立入禁止の指示のある場所へは立ち入らない。

(キ) 空き時間であっても学校という場にふさわしい過ごし方に工夫し、むやみに空き教室等に立ち入らない。

(ク) 教職員、先輩、友人、来校者、地域住民等の相手を問わず、挨拶を励行する。

(ケ) アルバイトをする場合は保護者や担任とよく相談し、学校生活に影響を及ぼさないようにする。